

建設業者各位

青森県県土整備部長

平成24年度青森県入札・発注制度の改善について（通知）

本県の建設業行政については、平素からご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

県では、建設工事の発注に当たり、平成24年7月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。（7月1日以降の指名通知案件に適用）

記

建設工事に係る入札における最低制限価格の一部改正について

建設工事競争入札参加資格審査の改正に伴い、建設工事に係る最低制限価格の算定方法を一部改正します。

（対 象） 設計額5千万円未満の県発注工事

（改正内容） 等級区分が4段階から3段階になることから、統合した区分の一般管理費の割合を45%に改めます。
また、指名通知書の「〇級工事」を「〇級工事相当」に改めます。

（改正後の算定方法）

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（5%）を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- （1）直接工事費の95%の額
- （2）共通仮設費の90%の額
- （3）現場管理費の80%の額
- （4）下表の区分に応じた一般管理費の割合を乗じた額

請負工事設計額		一般管理費 の割合
土木一式工事及び 建築一式工事の場合	土木・建築一式工事以外の 建設工事の場合	
4,500万円以上 (特A級工事相当)	1,500万円以上 (A級工事相当)	30%
1,000万円以上 4,500万円未満 (A級工事相当)	300万円以上 1,500万円未満 (B級工事相当)	45%
1,000万円未満 (B級工事相当)	300万円未満 (C級工事相当)	50%

(参考)

建設工事に係る入札における最低制限価格の一部改正について
(平成24年7月1日以降の指名通知案件に適用)

算定方法の新旧対照表

現 行		改正後	
土木一式工事及び建築一式工事の場合		土木一式工事及び建築一式工事の場合	
工事等級	一般管理費の額に 乗じる割合	請負工事設計額	一般管理費の額に 乗じる割合
特A級	30%	4,500万円以上 (特A級工事相当)	30%
A級	40%	1,000万円以上 4,500万円未満 (A級工事相当)	45%
B級	45%	1,000万円未満 (B級工事相当)	50%
C級	50%		
土木・建築一式工事以外の建設工事の場合		土木・建築一式工事以外の建設工事の場合	
工事等級	一般管理費の額に 乗じる割合	請負工事設計額	一般管理費の額に 乗じる割合
A級	30%	1,500万円以上 (A級工事相当)	30%
B級	40%	300万円以上 1,500万円未満 (B級工事相当)	45%
C級	45%	300万円未満 (C級工事相当)	50%
D級	50%		

指名通知書の新旧対照表 (イメージ)

現 行		改正後	
1 工事番号	第 号	1 工事番号	第 号
2 工事名	(工事、 級工事)	2 工事名	(工事、 級工事相当)